

令和4年9月8日

学 生 各 位

公共政策大学院教務委員会

履修登録上限設定の緩和について

履修登録上限の緩和を希望する学生は、「履修登録上限緩和申請書」を下記の期間内に、法学部教務担当宛て提出してください。なお、申請書はHOPSホームページに掲載しています。

記

【申請受付期間】

9月13日（火）～9月15日（木）17時まで（期限厳守）

＝履修科目の登録上限（キャップ制）とは＝

密度の濃い学修を確保するために、1年間に履修登録できる科目の合計単位数に上限を設けており（キャップ制）、本公共政策大学院ではそれを32単位としています。ただし、エクスターンシップ（「公共政策実務演習」・「官民連携実務演習」）、リサーチペーパーおよび集中講義はキャップ制の適用対象外です。

また、1年修了予定の社会人学生（標準修業年限特例者）に対しては、キャップ制の適用はありません。

なお、1学期終了の時点で優秀な成果（GPA換算値2.60以上）を修め、履修上特に必要と認められる場合は、教務委員会へ申請して上限を38単位まで緩和することが認められています。

# 履修登録上限緩和申請書

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

公共政策大学院教務委員長 殿

学 生 番 号	
氏 名	
緩和申請理由	
履修指導教員	※署名又は承諾印

※今年度に限っては、履修指導教員から許可を得たことがわかるメール等の写しでも可とする。

密度の濃い学修を確保するために、1年間に履修登録できる科目の合計単位数に上限を設けており(キャップ制)、本公共政策大学院ではそれを32単位としています。ただし、エクスターンシップ(「公共政策実務演習」・「官民連携実務演習」)、リサーチペーパーおよび集中講義はキャップ制の適用対象外です。

また、1年修了予定の社会人学生(標準修業年限特例者)に対しては、キャップ制の適用はありません。

なお、1学期終了の時点で優秀な成果(GPA換算値2.60以上)を修め、履修上特に必要と認められる場合は、教務委員会へ申請して上限を38単位まで緩和することが認められています。